

平成30年度第1回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

1 日時

平成30年7月26日（木） 午前10:00から午前11時40分まで

2 場所

秋田地方総合庁舎6階607会議室

3 出席委員

石田英憲委員長、及川洋委員、千葉一明委員、鈴木有扶子委員及び清水洋一委員

4 議事

(1) 報告事項

【①県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について】

委員 災害復旧工事の発注量が増加することに伴い、入札の不調が続くことが想定される。県として入札の不調に対しどのような対応を考えているか。

事務局 昨年夏の豪雨災害に伴う災害復旧工事の発注量が増加しているため、秋田地域振興局管内における入札の不調に増加傾向が見られることを把握している。このため、他の管内の業者も入札に参加できるようにするなど、地域要件の設定を各地域振興局や入札審査委員会などで検討してもらい、入札の不調の状況に応じた対応を講じ、工事が滞らないよう進めてまいりたい。

【②指名停止等の運用状況について】

委員 (株)板橋組に対し落札決定後に契約を辞退したとして指名停止措置を講じたとのことだが、同社が契約を辞退した理由はなにか。

事務局 同社は、本案件は年度末までを工期とする案件であったにもかかわらず、翌年度への繰越が認められる案件であると誤認し入札したが、落札決定後に繰越が認められない案件であることを把握したため、年度内の工事完成は不可能であるとして契約を辞退したものである。

委員 同社は、「高野地区 ため池等整備（ため池）工事」と「下新城笠岡西部地区 農地集積加速化基盤整備工事」を受注しているが、これらは、指名停止措置の始期である平成29年11月11日前に受注したのか、それとも指名停止措置の終期である同年12月10日後に受注したのか。

事務局 前者の工事の工期は平成29年10月6日からで、指名停止措置前に受注したものである。また、後者の工事の工期は平成30年3月30日からで、指名停止措置後に受注したものである。

委員 この2件のほか、本日の抽出事案である「秋田工業高等学校多目的運動場整備工事」にも同社を構成員とする特定建設工事共同企業体が入札に参加している。この工事の工期は平成30年2月13日からであり、指名停止の期間中に公告された案件ではないか。

委員 平成30年1月19日に公告されている。

委員 指名停止措置を終えれば、すぐに入札に参加することができるのか。

事務局 制度上、すぐに参加することができる。

委員 指名停止措置の原因となる事実について、どのように情報を得ているのか。

事務局 新聞報道や公正取引委員会のサイトを逐次確認しているほか、指名停止措置に関するメーリングリストにより把握した情報について、本県で事実確認を行うなどして情報を得ている。

(2) 審議事項

【抽出案件（環境整備課：秋田県環境保全センターD区Ⅱ期処分場造成工事）】

委員 落札者以外の3者についても、落札者と同様の理由により低入札調査基準価格を下回る入札を行ったのか。

環境 調査を行ったのは落札者だけであり、他の3者については不明である。

委員 役員の報酬を少し削り、工事の実績を作りたいというのが一般的な理由だと思うが、この案件では違うようだ。

環境 代表者である鹿島建設(株)は、近年、秋田県の工事を受注していなかったことから、工事の実績を作りたいとも述べていた。

委員 総合評価落札方式の案件であるが、評価項目が工程管理と品質管理の2項目である理由はなにか。

環 境 この工事の主な内容は、土工事と遮水工である。また、遮水シートの材質も指定している。このため、工事について技術的な工夫を講ずる余地が少ないと判断し、施工計画型の総合評価落札方式を採用したものである。

事務局 通常の施工計画型の総合評価落札方式の場合、これら2項目のほか、施工実績や地場産品の使用などを評価項目としている。しかし、この案件はWTO案件であるため、地元業者が有利になるような条件を付することができないことから、施工実績などの評価項目を設けないこととしたものである。

【抽出案件（教育庁総務課施設整備室：秋田工業高等学校多目的運動場整備工事）】

委 員 この案件の積算は、どこかに委託しているのか。

教育庁 （一財）秋田県建設・工業技術センターに委託している。

委 員 （一財）秋田県建設・工業技術センターから納品された後は、職員がチェックを行っているということか。

教育庁 そのとおりである。

委 員 職員が積算して（一財）秋田県建設・工業技術センターにチェックしてもらうのと、（一財）秋田県建設・工業技術センターが積算して職員がチェックするのでは、どちらがいいのか。

教育庁 施設整備室には土木を専門とする職員がいないため、（一財）秋田県建設・工業技術センターに積算の委託をするしかない。

委 員 ということは、（一財）秋田県建設・工業技術センターが積算した内容をチェックすることができる能力がある職員がいないということか。

教育庁 土木の専門家という意味ではないが、工事経理の知識を有している職員がチェックしている。

委 員 15者中13者も失格となっていることから、予定価格が誤っているのではないかと感じてしまう。

教育庁 そのように感じることは理解できる。こちらとしても、失格した業者に対し、その価格で入札した理由を聞きたいところだが、それができないので、真相が分からない。

ただ、工期が2月からの工事であり、4月になればすぐに工事に着手することが

できるため、受注したいと感じた業者が多かったのではないかとと思われる。

委員 4月は手持ち工事が少ない、との説明があったが、そのような業者は3月決算業者に限られるのではないか。他の月を決算月とする業者にとっては、4月は年度内のあるひと月に過ぎず、手持ち工事が少ないとは言えないのではないか。

教育庁 4月は手持ち工事が少ない、とは、県側からの表現である。県が新年度に入ってから発注を行おうとすれば、契約を締結することができるのが5月頃になる。

委員 工期が2月からであるにもかかわらず、4月から工事を始められるとは、どういう意味か。

教育庁 2月から3月までは工場での製作を行い、現場で工事に着手するのが4月から、という意味である。

委員 予定価格の積算は誤っていないが、低入札調査基準価格の算定に誤りがあるということはないか。

教育庁 そのようなことはない。